



# 三重県公報

令和5年9月26日 (火)

第 451 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
614	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(長寿介護課)	2
615	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	2
616	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	2
617	同件	(同)	2
618	同件	(同)	3
619	漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定	(水産振興課)	3
620	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	5
<b>公 告</b>			
	建設業法の規定による建設業者の許可の取消し	(建設業課)	6
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	6

告 示
-----

**三重県告示第 614 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470506169	訪問介護事業所 育み	三重県津市海岸町 5 番 32 ハピネスコーポ 201	株式会社峯玄	令和 4 年 12 月 31 日	訪問介護
2461290088	訪問看護ステーション おおの	三重県伊賀市服部町二丁目 97 番地	一般社団法人知徳会	令和 5 年 8 月 31 日	訪問看護
2472901509	あおば訪問介護	三重県志摩市阿児町国府 9	あおば合同会社	令和 5 年 8 月 31 日	訪問介護

**三重県告示第 615 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2461290088	訪問看護ステーション おおの	三重県伊賀市服部町二丁目 97 番地	一般社団法人知徳会	令和 5 年 8 月 31 日	介護予防訪問看護

**三重県告示第 616 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所  
津市美杉町上多気字奥新田 1869、1877 の 11、1877 の 12
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

**三重県告示第 617 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所  
熊野市五郷町桃崎字大平 1169 の 1、1169 の 3
- 2 保安林指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 618 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所  
熊野市五郷町和田字盛 289 の 1、291、字ボヲノ 530、字ゴフロフ 567 の 1、567 の 2、582 の 1、583 の 1、584、588 の 1、588 の 2、字大黒山 591、592
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 619 号**

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 118 条第 1 項の規定により一定の水域を次のとおり定めます。漁業災害補償法の規定による一定の水域の設定（平成 30 年三重県告示第 662 号）は、廃止します。なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 5 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

法第 114 条に掲げる養殖業

かき養殖業

加入区の名称	区 域	備 考
かき第 1 加入区	三重区第 4001 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（小浜）
かき第 2 加入区	三重区第 4002 号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部（鳥羽）

かき第3加入区	三重区第4003号及び三重区第4004号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(坂手)
かき第4加入区	三重区第4005号、三重区第4006号及び三重区第4007号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(桃取町)
かき第5加入区	三重区第4008号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(和具浦・答志・桃取町)
かき第6加入区	三重区第4009号、三重区第4010号、三重区第4011号及び三重区第4012号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(安楽島)
かき第7加入区	三重区第4013号、三重区第4014号、三重区第4015号、三重区第4016号、三重区第4017号、三重区第4018号、三重区第4019号、三重区第4020号、三重区第4021号、三重区第4022号及び三重区第4023号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(浦村)
かき第8加入区	三重区第4024号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(相差)
かき第9加入区	三重区第4025号、三重区第4026号及び三重区第4027号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(蚌蛸)
かき第10加入区	三重区第4028号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(千賀)
かき第11加入区	三重区第4029号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(千賀堅子)
かき第12加入区	三重区第4030号及び三重区第4046号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(的矢・三ヶ所・渡鹿野)
かき第13加入区	三重区第4031号、三重区第4032号、三重区第4033号、三重区第4034号及び三重区第4035号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(的矢)
かき第14加入区	三重区第4036号及び三重区第4037号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(的矢)
かき第15加入区	三重区第4038号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(飯浜)
かき第16加入区	三重区第4039号及び三重区第4040号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(坂崎)
かき第17加入区	三重区第4041号及び三重区第4042号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(三ヶ所)
かき第18加入区	三重区第4043号、三重区第4044号及び三重区第4045号区画漁業権漁場の区域	鳥羽磯部(渡鹿野)
かき第19加入区	三重区第4047号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(国府)
かき第20加入区	三重区第4048号、三重区第4049号及び三重区第4051号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(立神)
かき第21加入区	三重区第4054号、三重区第4056号及び三重区第4057号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(神明)
かき第22加入区	三重区第4058号、三重区第4059号、三重区第4060号、三重区第4061号、三重区第4062号、三重区第4063号及び三重区第4064号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(鵜方)
かき第23加入区	三重区第4065号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(波切)
かき第24加入区	三重区第4069号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(大王船越)
かき第25加入区	三重区第4081号、三重区第4087号及び三重区第4088号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(浜島)
かき第26加入区	三重区第4082号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(塩屋)
かき第27加入区	三重区第4083号、三重区第4084号及び三重区第4085号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(迫子)
かき第28加入区	三重区第4086号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(桧山路・浜島)
かき第29加入区	三重区第4089号、三重区第4090号、三重区第4091号及び三重区第4092号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(宿浦)
かき第30加入区	三重区第4094号、三重区第4095号、三重区第4096号、三重区第4097号、三重区第4098号及び三重区第4099号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(神原)
かき第31加入区	三重区第4093号、三重区第4100号、三重区第4101号及び三重区第4102号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(五ヶ所浦)
かき第32加入区	三重区第4103号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(中津浜浦)
かき第33加入区	三重区第4104号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(南勢船越)
かき第34加入区	三重区第4105号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(礫浦・宿浦)
かき第35加入区	三重区第4106号区画漁業権漁場の区域	三重外湾(礫浦・迫間)

		浦)
かき第 36 加入区	三重区第 4107 号、三重区第 4108 号及び三重区第 4109 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (迫間浦)
かき第 37 加入区	三重区第 4110 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (相賀浦)
かき第 38 加入区	三重区第 4111 号、三重区第 4112 号及び三重区第 4113 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (阿曾浦)
かき第 39 加入区	三重区第 4114 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (神前浦)
かき第 40 加入区	三重区第 4115 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (方座浦)
かき第 41 加入区	三重区第 4116 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (古和浦)
かき第 42 加入区	三重区第 4117 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (錦)
かき第 43 加入区	三重区第 4118 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (長島町)
かき第 44 加入区	三重区第 4119 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (矢口浦)
かき第 45 加入区	三重区第 4120 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (引本)
かき第 46 加入区	三重区第 4121 号、三重区第 4122 号及び三重区第 4123 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (渡利)
かき第 47 加入区	三重区第 4124 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (尾鷲)
かき第 48 加入区	三重区第 4125 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (大曾根)
かき第 49 加入区	三重区第 4126 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (行野浦)
かき第 50 加入区	三重区第 4127 号区画漁業権漁場の区域	三重外湾 (三木浦)

**三重県告示第 620 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により志摩市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 9 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ドラッグコスモス鶴方小向井店  
 志摩市阿児町鶴方字小向井 3403 番 1 ほか
- 2 志摩市から聴取した意見
  - (1) 騒音の発生に係る事項
    - ア 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）に基づき、工事の 7 日前までに特定建設作業実施届出書を志摩市環境・ごみ対策課へ提出すること。
    - イ 特定施設（騒音・振動）を設置する場合は、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、設置工事の 30 日前までに特定施設設置届を志摩市環境・ごみ対策課へ提出すること。
  - (2) 廃棄物に係る事項
    - ア 廃棄物等の処理及び管理については、関係省庁の法令及び省令若しくは市の関係条例を遵守して実施すること。
    - イ 工事に伴い発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめとする関係法令に基づき適正に処理し、近隣地等に影響を及ぼさないこと。また、該当工事区域内の地域の生活環境保全に配慮すること。
    - ウ 工事に伴い発生した廃棄物等は、放置、投棄及び埋め立てをしないこと。
    - エ 廃棄物に関する苦情等が生じた場合は、すべて大規模小売店舗設置者において解決すること。また、生じた苦情に対して市の指導や勧告等があった場合は速やかに従うこと。
  - (3) その他の事項
 

当該地における大規模小売店舗出店にあたり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づき協議し回答・誓約した事項について遵守すること。開発事業に係る地域住民等説明結果状況報告書のとおり、地域住民等の意見要望に対し、回答・誓約を遵守すること。
- 3 意見の縦覧場所  
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 4 意見の縦覧の期間及び時間

令和5年9月26日から同年10月26日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

公 告
-----

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、建設業の許可を取り消しましたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和5年9月26日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 処分をした年月日

令和5年9月25日

## 2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名及び所在地

株式会社西都 代表者 松本 澄之

所在地 三重県四日市市まきの木台 1-33

許可番号 三重県知事許可（般-02）第021246号

## 3 処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し

## 4 処分の原因となった事実

建設業者の営業所の所在地が確知できないため、令和5年6月23日付け三重県公報第424号によりその旨を公告したが、公告の日から30日が経過しても申出がなかった。

このことは、建設業法第29条の2第1項に該当する。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、明和町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和5年9月26日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 都市計画の種類及び名称

明和都市計画下水道

明和町公共下水道

## 2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---